

相続対策とは、「未来に対する安心感」 —G会計グループ

徹底してクライアントの立場に立つて考えます。それが安心感につながるからです。未来志向をベースに、良好な関係性で仕事をし、衆知を集めた提案型のサービスを提供します

長崎県生まれ。1974年、早稲田大学大学院商学研究科修了。81年税理士資格取得。84年長崎で開業。以来、どんなクライアントの声にも応えられる事務所づくりに取り組む



代表・岩永経世

自らの意志を

早めに明らかにしておく

相続とは、単純に「財産の承継」だけを意味するものではありません。承継するものは「財産」「事業」「(被相続人の)「想い」など、現所有者の意志を反映したものでないという意味がありません。

そのためにも「元氣なうちに対策」を行っていただくことをお勧めしています。

具体的には、申告に近い形での相続シミュレーションを行います。対策は必要となる納税資金の確保↓争族対策↓節税対策という順番でアドバイスを行っています。

また、独自の「エンディングノート」を使い、『誰に』『何を』の部分を生前に徹底して考えていただき、「未来に対する安心感」を持つていただくことを価値と考えています。

こうした方もいます。93歳の不動産賃貸をされていた方で、2014年に相続税申告を行いました。

不動産以外にも有価証券等財産を相当額お持ちでしたが、公正証書遺言を作成しておられ、その最後には「家族仲良く、そして、お母様を大切

にするよう頼む」と書かれていました。

また、当社にも10年ほど前に相続税シミュレーションのご依頼があり、最終納税額と納税資金はほぼ計算どおりでした。

これほどまでにご自身亡き後、家族が争わないように、困らないように準備をされていたことに感動を覚え、残された遺族の方々もお父様に感謝されていました。

相続の仕事というのは、その方の生きてこられた人生観を垣間見ることのできる貴重な機会なのだと感じています。

相続対策は、未来を見据えて 行うべきもの

相続税については、単純に「(今回の)納税額を低くする」ことだけを対策と私たちは呼びません。

一次相続だけでなく、二次相続という「近い将来起こり得るであろうリスク」を勘案して、「トータルでの

節税」をご提案させていただいています。

また、財産課税という相続税の性質上、納税資金の手当てをどうするかという問題を切り離して対策を行うことはできません。残された方々に必要なキャッシュをいかにして残すか、考えたうえで節税対策を行っていきます。

そのため、教育資金贈与や住宅資金贈与などの毎年行われる税制改正においても、それがクライアントにとって「本当に必要で、真の意味での節税につながるのか」を常に意識してアドバイスを行っています。

最終の選択はご本人の意思決定によりますが、その意思決定が「目の前の改正に振り回される」ことのないよう、お客様の利益につながるような提案を心掛けています。

税は、人々の生活と切り離すことのできない「Living Cost」です。

税理士は、その身近な税について、専門性を持ちながらもお客様に「寄

り添う存在」であるべきであると考えています。経営者・納税者の方々の立場に立つて問題や悩みを共有して、解決を行うことを意味します。対価は「感謝の証」であると思っています。

クライアントの不安や悩みを解きほぐし、安心感を持つていただくためのサービスを提供することを私たちは誇りに思っています。

◆事務所データ

代表者：岩永経世
創業：1984年4月
所属：九州北部税理士会 南九州税理士会
職員数：15名(アイジータックス税理士法人 長崎・宮崎)
うち税理士5名・公認会計士1名
関連法人：MAS事業関連法人9社(総人数52名)
所在地：長崎県長崎市元船町14-10
橋本商会ビル4F
電話番号：095-826-1311
HP：http://www.ig-mas.gr.jp/
Eメール：iwanaga-group@ig-mas.gr.jp